

契約の保証及び前払金保証等の電子化について

このことについて、従来の紙（原本）の証書（証券）に加え、電子による取扱いも可能となります。保証についての具体的な手続きは、各保証機関（保証事業会社、損害保険会社）に御確認ください。

1 対象

	保証事業会社 (西日本建設業保証(株)等)	損害保険会社
契約保証	契約保証証書	公共工事履行保証証券 履行保証保険証券等
前払金 (中間前払金) 保証	前払金保証証書	—

2 電子証書等の提出方法

(1) 保証事業会社（契約の保証、前払金（中間前払金）保証）

各保証機関から発行された認証キー（PDF ファイル）を発注機関の担当部署に電子メールで送信し、必ず到達確認の電話を行ってください。

※PDF 方式により発行された保証証書等を電子メールにより提出する方法は対象外です。
必ず認証キーをお知らせください。

(2) 損害保険会社（契約の保証）

① 損害保険会社による公共工事履行保証証券又は履行保証保険証券等の場合は、PDF 形式の証券等を発注機関の担当部署に電子メールで送信し、必ず到達確認の電話を行ってください。

※電子化への対応の有無及び発注者への送信時の注意点などは各保険会社または取扱代理店に御確認ください。

② ①のほか、一般社団法人日本損害保険協会が運用する「保証証券等確認システム」を利用した損害保険会社からの保証証券等においては、落札者から通知された閲覧用 URL・パスワードを発注機関の担当部署に電子メールで送信し、必ず到達確認の電話を行ってください。

3 その他

(1) 提出先のアドレス

発注機関にお問い合わせください。

(2) メール の 件 名 等

頭に「【電子保証】」と記載し、工事（業務）名をメール件名としてください。

また、メール本文中に、「受注者名」、「担当者の氏名・連絡先」、「工事（業務）名」、「保証名称（前払金保証 or 中間前払金保証 or 契約保証）」の 4 点を必ず記載してください。

(例) 件名：【電子保証】R 6 徳土 ○○・・・工事

本文：○○建設株式会社、徳島 太郎・088-621-○○○○、

R 6 徳土 ○○・・・工事、前払金保証及び契約保証

手続きフロー図

